

第 2 回 定款・規則等改正審議委員会議事録

1. 日 時 平成 22 年 7 月 23 日(金) 10:56 ~ 17:14
2. 場 所 JARL 事務局 3 会議室
3. 出席者 JA3HXJ, JA1AYO, JA1ELY, JE1KAB, JG1KTC, JH1XUP, JA2HDE, JA5MG, JF6MIT, JA0OZZ
(事務局) 大橋事務局長、吉井総務部長、高橋庶務課長 計 13 名
4. 委員長挨拶 JA3HXJ
5. 議題
(1) 定款・規則等の改正案の修正について(継続審議)
(2) その他

- 配付資料 -

- ・定款変更案等に対するの会員から寄せられた意見等(11件)
- ・定款変更案の見直し点(第2回委員会用の見直し提案・新) (JA1ELY)
- ・表1 - 社員数試算 (JA1ELY)
- ・定款第25条の役員の任期等の修正案等
- ・臨時総会を11月に開催して定款変更案を上程するスケジュール案
- ・公益目的支出計画とは
- ・特例民法法人の移行等と残余財産の取扱いについて
- ・JARL定款・規則等改正審議委員会からのお願い
- ・新法人設立に向けての今後の予定

6. 審議事項 <文頭の記号 ()決定事項、(・)意見等 >
<表記中の「元原案」という表記は、平成 22 年通常総会での第6号議案の規定を指す。>

第 1 回審議委員会の検討事項について、次のとおり引き続いて審議した。

- (1) 定款、規則等の改正案の修正について(継続審議)

JA1ELY 草野委員から提案があった次の事項の審議

【定款改正案の見直し点】

提案「(事務局)第64条『2.事務局には、所要の職員をおき、専務理事が業務を指揮する。』、『3.事務局長を削除する。』とする。

理由：事務局長のポストは専務理事が行うようにする。なお、この部分は同じ事が規則32条で定められている。

- ・今の JARL は、専務と局長の 2 つのポストを経費的に保持できない。今後は一般社団法人になるのだから、そのポストは独自で対応して行くべき。(JA1ELY)
- ・局長のポストは、毎回役所からのお決まりのポストではないのか。(JA1ELY)
- ・局長は事務局を束ねる。専務理事は理事会を束ねる。この判断を 11 月の総会に入れるべきか考えねばならないし、今後はこの考えをどこにリンクさせていくか、それぞれの役目があり簡単ではない。(JA1AYO)
- ・なぜ総務省からなのか。事務局長は事務局の中から出していけばよい。財政的には二人で一人分の給与ならいいが、それは適さない。

- ・外からは、連盟本部の中が見えない。専務が橋渡し、局長は事務局のまとめ役などと言っているが、専務が何をしているのかわからない。したがって具体的な仕事や報酬が適正であるのか、情報が見えない。(JH1XUP)
 - ・定款改正案になぜ事務局長のポストを削除するのかかわからない。諸官庁との調整での事務局長の貢献度は大きい。連盟の全体業務をしっかりと捉えてから提案してほしい。(JG1KTC)
 - ・役所から来る方に頼るのでなく、JARL の職員がその手法を身につけて交渉すべき。
 - ・このポストが必要かどうかを議論することが、いま必要なのか。
 - ・今現在のことを言っているわけではない。現事務局長は就任以来既に 6 年になる。数年後にはまた新しい方がこのポストに付く。またその次もということになる。
 - ・新法人が発足する時点ではよいのではないか。今後必要なものは時期を見て改革していけばよい。
 - ・草野氏は役員の中に入った訳で、今後自分の責任で改革できる。
 - ・あえて言うが、天下りと報酬はセットであった。この次は、JARL の耐力として迎えられない。
 - ・以前は JARL としてどのようにも対応できる多くの資金があったが、10 年以前からはそれも崩れてきている。今の JARL には役所から招聘できるほどの余力はない。
 - ・事務局長は役所からの専用ポストなどとはどこにも書いていないし、金額の大小でなく、人材が必要であるかどうかだ。
 - ・職員についてもポストの最高が事務局長なら働く意欲が出る。
 - ・論点がかみ合わない。水掛け論だ。(JA1ELY)
 - ・給与などだれが決めているのか。理事会できちんとやっているのか。ポストとして必要なものは必要とも思う。(JH1XUP)
 - ・過去のものにこだわることは時代遅れ。前を見た議論をしたい。(JA1AYO)
 - ・この場は、JARL の歴史の中で画期的な委員会である。今後もしもできる限り自由に発言できる委員会でありたいし、議論のブレーキ役にはなりたくない。次にやらねばならないことが山積している。(JA3HXJ)
 - ・専務と局長は兼務できないか。
 - ・将来的には兼務ということがあるかもしれない。
 - ・定款にうたう必要はない。理事会で決める事項である。
 - ・認められないという結論になると考える。(JA1ELY)
- 審議の結果、以上の経過をもって理事会に委ねることとし、ここでは元原案どおりとした。

提案「(地方本部及び支部)第65条『本連盟は、原則として総務省総合通信局の管轄毎に地方本部を置くとともに、原則として都道府県毎に支部を置く。』」とする。

理由：地方本部の整理統合を可能にするため「原則として」を入れる。

- ・「原則として」という文言が入ると、否定もあり得るということを示している。
- ・会員がいて、支部があって、支部長が業務をおこなって、それを束ねているのが地方本部である。あまりにも現場をご存じない提案。今後 2 年間で全国を廻ってそのあと提案してもらいたい。(JA5MG)
- ・会員に対する問題が大きい。提案は社員総会にかけるべき重要事項であり、相当な反対意見も考えられ、この段階で入れても意味がない。

- ・各地には地理的、歴史的な背景が多い。
- ・すべての会員数のバランスの問題だ。いつやっても同じことだ。
- ・JARL は変わらざるを得ない。変えたいためにはどうするかもっと踏み込まないとだめだ。今、対処療法的には何の意味もない。それぞれの必要があって組織は必然的に決まっていく。(JA3HXJ)
- ・大改革を進めること、定款改正でよい方向にできる範囲で進めて行くべきだ。次の「提案の第3条」は時期尚早なら取り下げる。(JA1ELY)
- ・昭和47年の定款改正のときも、組織のことについて充分議論したことが今につながっている。
- ・今後の検討はあるだろうが、改革を印象づけることも必要だ。
- ・一概には言えないが、支部の不安要素はできる限り取り除いた方がよい。ますます組織を弱めてしまう内容は入れない方がよい。支部不要論などはとんでもない話だ。(JA2HDE)
- ・支部の活性化には非常に期待しているし、改革や活性化の考えは皆同じだ。盛り込むことは混乱を招く状況となることは目に見えている。(JG1KTC)
- ・「提案の第3条」は取り下げるといふ。その時期が来たときにまた考えればよい。道州制になったときには検討が必要だが、この時点で「原則として」を入れることは不都合はない。(JH1XUP)
- ・今の時点で盛り込まなければ現状どおりとなる。
- ・この定款改正は最終ではない。
- ・新法人なら簡単にいくわけではない。三分の二以上の賛成が必要である。(JA1ELY)
- ・三分の二を取れないような改革案では意味がない。
- ・提案理由は将来を考えてなのか。そのとき考えればよいことで、現在変えなくともよい。闇の中を見て議論するのはおかしい。(JA0OZZ)
- ・「原則として」といふのは、総通に合わせるのではなく、自分たちで決めるべきという考えだ。
- ・道州制の問題で、北海道の支部はその結論が出るまでとして今にきている。悪しき慣習ともいえるが、組織は必然的に変わっていく。「原則として」はポリシーかもしれないが、その文言をあえて入れなくともよいのではないか。(JA3HXJ)
- ・「原則として」といふのは、今入れられるのだから、実質変わらないのであれば入れておきたい。
- ・条文を読めば、不安が伴う。避けてほしい。
- ・将来を考えるのだから、条文は今のままでよい。
- ・組織は将来変えていく必要はあるが、現状では変える必要はない。(JA3HXJ)
元原案については、内容を今後も変えないことを約束するものではないこと。
元原案どおりとした。

【規則改正案の見直し点】

提案「(地方本部の名称)第3条『中国本部と四国本部を、『中国・四国本部』に統合する。北陸本部と信越本部を、『北陸・信越本部』に統合する。』とする。

理由：統合案として提案します。

前「**提案**」において、元原案の「(地方本部及び支部)第65条『本連盟は、総務省総合通信局の管轄毎に地方本部を置くとともに、原則として都道府県毎に支部を置く。』」として決定されたので、本提案は取り下げる。

提案「(会費)第13条『正員、社団会員、家族会員、准員の会費(それぞれの会費は別途定める)はQSL転送費(別途定める)は含まない。』」とする。

理由：会費とQSL転送費の料金については11月の臨時総会までに試算して提示する。終身会員問題の解決案として提案します。

本提案が承認された場合には、定款第7条に、新たに終身会員を追加するようにします。

理由は当初しばらくの期間、終身会員と称していたこともあり、迷惑をかけたことをお詫びする意味を含みます。

前納会員の全員は会費は終身払い込み済みとします。この部分についての必要条文は事務局で検討します。

- ・終身問題は、裁判となることにはしたくないという考え方から QSL 費を分離した。
- ・終身でも 100%が QSL 転送しているとは限らない。QSL 転送不要者は収入マイナスになるが、転送希望者はプラスとなるので、数字をふまえて総会までに検証し、精査していく。
- ・名古屋で廃案となったものであり、同条件では提案できないので、何種類かのサービスを付加して議案上程する。
- ・以上のことは大きな負担にならないのではないかと。数字は出せないが計算してシミュレーションしたい。過去のデータなど出せないか。(以上 JA1ELY)
- ・平成 14 年にワーキンググループで出したものがあるので、出せると思う。
- ・これは会員の権利から QSL 転送を外すということだ。
- ・終身会員に 3,600 円払わないと QSL を転送しないという総会議案が、約束違反である。
- ・会費 7,200 円が QSL 不要者は 5,000 円で済むかもしれない。会員全員を対象とすることで法的な問題がなくなるのではないかと。(JA1ELY)
- ・QSL 転送を分けた場合、新たな事業に対する課税対象事業となる。また、事業となった場合、QSL 転送は記録物となるので、「信書」の扱いとなり、郵便の形態として信書便法の扱いとなるのではないかと考える。(事務局長)
- ・事業とすると課税対象で売上へ消費税が課税される。「会員は QSL 転送を受けることができる。」として JARL は今まで進んできた団体である。今まで、海外コールサインの扱いなど、難解なルールが現存している。規定はわかりやすく、会員であれば QSL 転送を受けることができるという認識のもとにある。(JA3HXJ)
- ・考えとしては、裁判での対応の問題である。敗訴した場合は 26,000 人への補償が生じ、JARL は破産する。
- ・合理的で整合性があれば、たとえ裁判となっても仕方がない。
- ・名古屋で、終身の提案はなくなった。否決された訳で、今は終身の権利は継続している。ということは今は裁判はないと考えている。会費の中で運営できない赤字財政、年会費をどうしていくかの方が先の議論である。(JH1XUP)
- ・見直しの時期は必ずくる。収支バランスはすぐにも対応する必要がある。したがっ

てシンプルな規定類を作っていく必要がある。

- ・事業として成立するなら、QSL やハムフェアなど外部へ出してもよい。
 - ・現時点で裁判への対応策はあえてピックアップする必要はない。
 - ・あくまで、こうした対応をした方がよいということだけだ。(JA1ELY)
- 審議の結果、この提案は元原案のとおりとした。
赤字脱却を進めることを優先する。

提案「(選挙)第19条『第3号 地方本部長を選出する選挙』を追加する」

理由：粛々と理事は全国区のみにするためです。

- ・地方本部長の選挙を実施し、理事選挙と区分する。
- ・「本部長は理事ではない」という考えでの提案である。(JA1ELY)
- ・理事会が固定したメンバーでなく新しい方への新陳代謝を進める。
- ・本部長が理事ではないということは、本部長はどのような立場で何をする人なのか。
- ・理事はJARL全体を考える人、地方本部長は地方の長。
- ・本部長が理事でないと中央に意見が届かない、集約した後の術がなくなる。
- ・本部の理事が出かけて行って聞いてもよい。(JA1ELY)
- ・地域の実情を熟知している人が意見を集約することで、理事会と密接につながる。(JA0ZZ)
- ・理事会では理事として、地方へ戻れば地方本部長としての活動がある。国会議員でも同じことだ。
- ・アマチュア全体を中央の理事だけで見えるのか。地方本部長の業務は多岐に渡っている。
- ・理事=(イコール)地方本部長ということは、対外折衝がスムーズである。相手はどのような立場の人が来たのかを見ている。
- ・総務省では、地方本部長=理事が対外的システムで明確な標準として機能している。
- ・この提案のメリットが何であるのかわからない。組織的混乱を進めているのではないか。
- ・全体を見通すには、地方に関係のない理事が判断して引っ張っていった方がよいし、自由な立場で意見が言える。(JA1ELY)
- ・それは片寄った意見だ。今は各地域から理事が出ているので、全体として各地の意見が集約されている。(JG1KTC)
- ・理事会の中で議論を述べる場合、地方本部長は地方を背負って意見など言っていない。(JA2HDE)
- ・公の場合での責任はすべて負うが、利権のみを出すことはない。本部長が理事でなくなると、現在進めているすべての根底が崩れ、むしろ混乱する。理事としての面子論ではない。組織的議論だ。(JA3HXJ)
- ・強いて言えば、取締役支店長であるからできるが、ただの支店長ではできない対応が多い。責任を伴わない本部長では会員が動かない。
- ・11月の臨時総会の定款に盛り込むには時間的に無理がある。
- ・いまやっておかないと、後ではできない。(JA1ELY)
- ・改革はあなた(JA1ELY)が今後やらねばならないことであるし、理事として後1年半ある。
- ・提案の第19条は、評議員会に説明して納得を得られなければ進めない。

- ・とにかく、17人の理事は多すぎる。何とかしたいという気持ちだ。前田氏の意見を参考にして対応を決めたい。(JA1ELY)
- ・基本的に肥大化は抑えていくべきだが、現在は17名「以内」として納まっている。全体を聞いてみると理事と本部長を切り離すことは難しい。今は、理事と本部長はリンクされているということで了解した。(JH1XUP)
元原案通りとして承認した。

提案「(選挙の方法および定数)第20条『前条第1号に規定する社員を選出する選挙のうち86人は地方本部区域毎に次のとおり正員の中から正員の選挙により選出する。』』とする。

理由：改正案では社員数の配分は正員数に対する1票の格差が余りにも大きすぎるため、公平性を保つ必要があります。それで地方本部毎の正員数の比例配分とします。総数は80人から目一杯の86人にします。

JA1 30人、 JA2 11人、 JA3 11人、 JA4 5人、 JA5 3人、
JA6 7人、 JA7 7人、 JA8 5人、 JA9 3人、 JA0 4人

- ・1票の格差の是正を求める。
- ・1票の格差は、票の平等の観点から最大でも2未満に、たとえば1.9等になるように是正すべき。
- ・元原案では、評議委員の定数とドント方式を加味して算出した。
- ・当初の社員数は、評議員の3倍で60人としたが、政府の認定等委員会事務局の指導があり、同4倍の80名になった。(JE1KAB)
- ・単純に会員比率で計算すると関東が35%にもなり、少ない地域では1人が2人になってしまう。東京以外は全部地方との考え方になるし、これはあまりにも東京的発想である。(JA3HXJ)
- ・エリアをすべて無くして、全国からすべて選ぶという方法もある。(JA1ELY)
- ・正員数、会員数などは支部費の配分にもかかわることもあり、すべてが平等にはいかない。また、単純に数字だけで割り切れるものでもない。関東がすべてに対して突出してしまうし、すべて優位になる。(JA5MG)
- ・いずれも正しいことを言っている。ただし1票の格差は意識として非常に高いし、重要だ。(JA1ELY)
- ・何が公平なのか、公平の基準は何なのか。面積なら、また違うものが出る。今まで理事会や評議員会で検討してきて、大きな変革で変わるときもある。見方としては、この区分でよいという考え方で進んでいる。(JA0OZZ)
- ・最高裁でも同じ考え方で捉えている。
- ・人数割りだけとなったら、また地方が違う意見を言う。
- ・認定等委員会の認定基準(ガイドライン)では、おおよそ500人に1人の割合程度のガイドラインがあった。これも、最終的には300人に1人位となっているので、80人でも100人でも、数の多いほうが認められやすい。
- ・関東の30人は突出している。心情的にはどの位か。
- ・井ブリ勘定ではだめだ。なるべく全体人数は抑えた方がよい。仮に2以下の1.9にならなくとも、たとえば2.2になったとか。
- ・人頭割だと関東は突出する。
- ・予算配分のやり方は改めたほうがよい。お金の話と人数割りは別なことだ。

- ・関東は間違いなく増える。当然と思うが、またどうかとも思う。今のは格差を入れて出た数字だ。(JA5MG)
 - ・諸般の情勢から全体枠を4増やして、関東を20としたらどうか。(JA3HXJ)
 - ・4エリアの8人は多いのではないか。
 - ・ドント方式でも8に近い数字で間違いではない。
 - ・社員と支部長は同じではないか。限られた社員の中から支部長を充てるのではなく、広く正員の中から支部長を選べないか。(JA1ELY)
 - ・社員でない支部長が選ばれた場合、社員総会で発言権がない支部長が生まれる。社員総会での意見を反映させるには、社員の支部長でなくてはならない。(事務局長)
 - ・ここは支部の区域ではなく、将来的にも都道府県区域とした方がよい。全体枠を4人増やして合計84人枠とし、この増加分は関東枠への4人増員として措置することを承認した。(関東枠は16人 20人とした。)
- 都道府県枠については、さらに検討を要する。

提案「(役員の選出)第26条『定年制を入れる』規定を次のとおりとする。」

(役員の選出)

第26条 定款第21条第2項の社員総会の決議を受けて理事に選任しようとする候補者は、および地方本部長の候補者は、当該選挙の投票日に満70才を超えないこと。

定款第21条第2項の社員総会の決議を受けて理事に選任しようとする候補者は、正員の中から全国の区域から正員による選挙によって選ばれた者とする。ただし、正員の中から定員2名を超えない範囲で理事会において推薦した者を理事の候補者とすることができる。推薦候補者は社員総会当日に満70才を超えないこと。

.... 又は地方本部区域毎に正員による選挙... を削除する。

理由は地方本部毎の理事がなくなるため。

(2) 定款第21条第2項の社員総会の決議を受けて監事に選任しようとする候補者は、正員の中から定員2名を超えない範囲で理事会において推薦した者を監事の候補者とする。推薦候補者は社員総会当日に満70才を超えないこと。

(3) 定款第21条第2項の社員総会の決議を受けて地方本部長に選任しようとする候補者は、正員の名から地方本部区域毎に正員による選挙によって選ばれた者とする。

ここで定款第21条を見直す必要が出てきます。すなわち、役員として

(3) 地方本部長を新たに追加する。但し人数は地方本部編成の変更が考えられるため条文には入れません。

提案内容 選挙で選ばれる理事、監事、本部長の任期は連続3期6年までとします。

第37条

(1) 地方本部長は、第22条第2項...(改正案)...の候補者の選挙で選ばれた社員総会の決議を得て本部長となった者がその任にあたる。

理由は理事でない本部長が任に当たるからです。

第38条

支部長は、支部区域内に住所のある正員の中より、当該区域内の正員の選挙により選出された者がその任にあたる。選出された者がいない場合、あるいは欠員になった場合は、支部区域の中の地方本部長が推薦した正員に会長が委嘱する。

理由、支部長は地区での実務を扱うのですから、地区の正員の中から選ぶべきです。

地方本部長に関する「**提案「(選挙)第19条」**」が元原案通りとして承認されたため、本項の提案「**提案「(役員選出)第26条」**」については、定年制及び任期についての審議を次のとおりおこなった。

年齢制限について

- ・過去定年制が多く議論されていた。線引きはどこにするかということだが、たとえば70歳で当選すれば72歳まで働いてもらえる。
- ・世の中の的には70歳は違和感のない数字だと思う。
- ・定年制は取り入れるべきだと思う。20年位から前の元凶となったひとつであると思う。ずっと何人もの方が理事で居続け、問題点があるのに風通しが悪くなった。活性化していて理事会が動いていけばよいが、実際は弊害があったわけで、定年制を設けないとこのままの閉塞状態となる。したがってやはり定年制は設けるべきで、設けた後、やはり長年の英知が必要であったと考えられるなら、そのときまた変えればよい。(JH1XUP)
- ・選挙に出て当選し、JARLを引っ張っていけるような人に、ただ単に年齢制限を加えればよいというものではない。
- ・会長に問題ありということか。単に長いということか。
- ・会長としての「職務」にだけ制限を加えるのもひとつか。
- ・そういうことでもある。
- ・全体として常に若返るものを作っていくこと。このままでいくと団体の平均年齢が70歳もありえる。制限したことで不都合が生じたなら、またそのとき変えればよい。是が非でも定年制は入れてもらいたい。(JA1ELY)
- ・世間一般に定年制を取り入れるところが多い。それは社会が必要としているもので、JARLだけ突出した話ではない。同じ方が長く職に就いている。地方本部は対抗馬なしで出てきている人もある。定年制、任期制は入れるべきである。
- ・未成年者への選挙などの開放を訴えている一方で、70歳の年齢制限をするのはおかしいとの申し出を草野親派の方から受けている。(JA3HXJ)
- ・後期高齢者の75歳とか、80歳でもよいが、任期はしっかり決めるべきだ。そういうものを取り入れることが重要で、何歳で線引きするかは後で考えればよい。

定款第25条の「役員の任期等」に対する修正案等説明(事務局長)

- ・いろいろ不満はあると思うが、今後のことを考えると新しい方が出てこられるようにすることが大切だ。
- ・オーナー社長なら仕方がないが、何万人という組織であり、新しい人へのチャンスをつくることは、新生JARLへのチャンスである。

- ・現役有利、繰り返し、選挙で出て来るのだから、なぜ制限するのかと思う。
 - ・年齢制限は国会議員にもある議論だ。議論は延々と続く。社会常識からして制限を課すのは突出した考えではない。
 - ・本来はこういうものは申し合わせから始まり、規定化される。年齢の方についてはよいと思うので、理事会へ諮って 70 歳とか 75 歳位で申し合わせすることを諮ってもよい。(JA1AYO)
 - ・申し合わせに賛成である。地方本部長と全国理事では状況が違う。地方本部長は無投票当選が多く対立候補がないといていたが、支部からの要請で本部長へ出ているわけで対立があるはずがない。制限を付けるのなら、まず全国理事でやってみることはある。(JA0OZZ)
 - ・妥当なところで 75 歳とかで決め、重任の期間は外したらどうか。(JA3HXJ)
 - ・前回(第 1 回)申し合わせでよいと言った。いまそこへ戻ってきた。役員となるときにの会長とか、役員になるときの申し合わせでいいのではないか。
 - ・申し合わせでは担保がいるか。
 - ・定款や規則で表記すると、中にはそこまでいられると勘違いする人もいる。
 - ・申し合わせで決めるなら、定款で決めるべきだ。(JA1ELY)
 - ・申し合わせが生きていることはたくさんある。(JG1KTC)
 - ・申し合わせは公開されているのか。見たことがない。
 - ・規定類集で頒布されている。
 - ・なぜ申し合わせ事項にするのか。定款に規定すべきである。
 - ・議論は歩み寄ってきている。
 - ・及び腰だ。申し合わせでは縛れない。(JA1ELY)
 - ・縛りがあれば申し合わせ事項でもよい。(JH1XUP)
 - ・申し合わせは破ることはできない。(JA3HXJ)
 - ・定年制は申し合わせ事項として、生きてくるならよい。(JA1ELY)
 - ・提案では 70 歳になっていたが、75 歳以内で仕事を終える。たとえば就任時 73 歳なら 75 歳で退任となる。(JA1ELY)
 - ・年齢ではなく、重任の制限規定だけでよいのではないか。(JA0OZZ)
 - ・重任制は、年齢制限に比ベイメージとしてわかりづらい。
 - ・75 歳の年齢制限としたいが。(JA3HXJ)
 - ・年齢は就任時か。(事務局長) 了解
 - ・理事全員か、会長の任期として議論していた。
 - ・会長だけとは言っていない。(JA1ELY)
 - ・正員の選挙権に対する権利の問題があり、会長についての制限を議論していたと思う。(JG1KTC)
 - ・立候補する月の満 75 歳。投票日の 75 歳。
 - ・案を作る。対象は選挙で選ばれる役員全員。
 - ・会長職の頭を決めれば、理事全員に制限しなくとも決まってくる。(JA0OZZ)
- JG1KTC、JA0OZZ の 2 委員は、対象を会長の職に就く者だけとして提案した。選挙で選ばれる理事の定年を 75 歳として、条文を整備することとして承認した。

重任について

- ・重任については連続 3 期 6 年までとして提案したい。
- ・5 期 10 年、米大統領などは 4 期 8 年である。
- ・会長の職についてのみ決めればよい。

- ・それでは何回も就任していけることになる。(JA1ELY)
- ・変えてよくなるために変えることは大事。変えなくてもいいものを変える必要はない。
- ・新しいものにしたことを表現すべき。
- ・4期8年の重任制限としたらどうか。(JA3HXJ)
- ・よいと思う。(JH1XUP)
- ・会長が毎回変わる事態もありうる。
- ・ロータリークラブなどは、1年ごとに会長が変わっていく仕組みができています。
- ・北海道とか九州とかの会長となった場合は、運営が回しきれなくなる。
- ・人的ビジョンを作って進んでいくべきだ。4期8年としてよいか。
- ・3期6年が短いなら4期8年としてよいと思う。(JA1ELY)
- ・4期8年は平成24年からのカウントか。
重任については4期8年とすることを申し合わせた。
重任制限の対象は、全理事とした。

提案「(地方本部長)第37条『地方本部長は、第22条第2項...(改正案)...の候補者の選挙で選ばれた社員総会の決議を得て本部長となった者がその任にあたる。』』とする。

前「提案」において、元原案の「(地方本部及び支部)第65条『本連盟は、総務省総合通信局の管轄毎に地方本部を置くとともに、原則として都道府県毎に支部を置く。』』として決定となったので、本提案は取り下げ。

提案「(支部長)第38条『支部長は、支部区域内に住所のある正員の中より、当該区域内の正員の選挙により選出された者がその任にあたる。選出された者がいない場合、あるいは欠員になった場合は、支部区域の中の地方本部長が推薦した正員に会長が委嘱する。』』とする。

前「提案」において、元原案の「(地方本部及び支部)第65条『本連盟は、総務省総合通信局の管轄毎に地方本部を置くとともに、原則として都道府県毎に支部を置く。』』として決定となったので、本提案は取り下げ。

【選挙規定改正案の見直し点】

提案「(候補者の告示)第12条『選挙管理会は、立候補締期間中の中間日に立候補状況をWebで明らかにすること』』を追加する。

理由：無投票当選をなるべく少なくするためです。途中で一人しか立候補者がいないことで、立候補を決意する者が出ることが期待できます。

- ・受付けて受理するには資格要件の審査が必要で、逐次あげられるものではない。
- ・中間発表することを告示する必要がある。(JE1KAB)
- ・現在でも相当数の立候補予定者が期限締切近くに集中している。
- ・実施する仕組みを進める。

実施する方向で検討することとした。

提案「(選挙公報)第15条『無投票当選者の選挙公報も必ず掲載すること』」を追加する。

理由：無投票当選候補の所信を公表する必要があるためです。

JARL Webですでに掲載している。

提案「(投票数)第19条『ただし以下を削除』』とする。

理由：例外なくJARLの全ての選挙で1名单記投票とするためです。

- ・立候補があった場合は、どうしても地元を応援する。単記になれば、地方は太刀打ちできない状況がある。(JA5MG)
- ・公職選挙と同じスタイルで単記で進める。(JG1KTC)
- ・1エリアへの集中は仕方がないこともあるが、1人に票が集中すれば同エリアの他の立候補者は落選ということにもなる。(JA1ELY)
- ・時代的な背景もある。
採決の結果、全員単記として採択された。

【臨時社員選挙実施要領案の見直し点】

提案「(選挙の定数および方法等)第3条『社員の定数は、地方本部区域毎に次のとおりとし、それぞれ当該区域の正員の中から正員の選挙により選出する。』』とする。

理由：前述のとおり。

JA1 30人、JA2 11人、JA3 11人、JA4 5人、JA5 3人、JA6 7人、JA7 7人、JA8 5人、JA9 3人、JA0 4人

- ・社員と支部長は同じはず、取り扱いが腑に落ちない。(JA1ELY)
- ・社員は必ず選挙によって選出されるが、立候補者がいない支部地域は社員が空席となり、正員の中から地方本部長の推薦によって会長が支部長を委嘱することもあり得る。(事務局長)
- ・支部長が社員になるのではないか。
- ・当初は事務局でも、おっしゃるような考えで原案を作っていた。その後公益認定等委員会から、支部長が社員になるのではなく、まず最初に社員を選ぶことが必要要件となったことで、考え方を180度変えた。(事務局長)
- ・正員の中から広く支部長を選んだほうがいい。(JA1ELY)
- ・支部の意見を総会の場で反映できるのが社員であり、その支部の地域から社員1名を選出、その社員が支部長の任に充たるものである。もし別に支部長選挙をしても支部の中に支部長と社員がいて混乱する。
- ・公益認定等委員会の説明による、決め事としてのルールである。
- ・社員の選挙と支部長となる社員の選挙がそれぞれおこなわれる。(JG1KTC)
元原案のとおりとして、取り扱いを承認した。

提案「(被選挙権)第5条『第3条の選挙に立候補しようとする者は3人以上の正員の推薦がなければならない。』」を追加する。

理由：会員の代表として立候補するのですから、やはりある程度の推薦者は必要と考えます。

- ・選挙へ立候補するような方は、3名程度の最低限の推薦者がいなくては困る。(JA1ELY)
- ・人数は少なくともよいが、社員の立候補者には推薦者は必要だ。(JH1XUP)
- ・立候補者は意識を持った方と考えられるので、推薦は不要の取り扱いを予定した。
- ・推薦があったほうがよいとも聞いている。
- ・会員や無線局免許の資格審査をおこない、不適正なものには補正を求めるなどで事務量的に対応が集中することが考えられる。(事務局長)
- ・ボランティアに依頼すればいいのではないか。
- ・個人情報が増えるので、事務局以外の他の支援要請は難しい。
- ・実施することとして方法を考える。
推薦を求めることを承認し、推薦人は3人とした。

(2) その他

今後のスケジュールについて

第3回審議委員会

日時 平成22年8月2日(月) 11:00～16:00
会場 JARL3階・会議室(予定)
議題 審議委員会での約束事・決定事項等の整理、その他

審議委員会の情報の取り扱いについて

- ・前回の審議委員会の会議報告であるが、公式版の情報が出る前に情報が流れているのはおかしいのではないかと。少なくとも公式版の後としてほしい。(JA0OZZ)
- ・人事以外、情報を出してはならないとは言われていない。(JA1ELY)
- ・誤った情報が出されていた。
- ・誤りは翌日には修正している。
- ・時期的には、公式版が出るのを待って出してほしい。内容がばらばらになっているし、速報版より先に情報が出るのは問題である。(JA2HDE)
理事会の審議ではないので、この委員会でのルールとして守ることを確認した。

その他

- ・公益目的支出計画を作る件についての提出要請(JA1ELY)
公益認定等委員会事務局との公益目的支出計画に対する打合せがおこなわれていないが、そのモデルケースを試算して提示することとした。

以上